

京 都 大 学 高 等 教 育 研 究 開 発 推 進 セ ン タ ー 規 程 新 旧 対 照 表

改 正 前	改 正 後
<p>(前 略) (センター長) 第3条 高等教育研究開発推進センターに、センター長を置く。 2 センター長は、京都大学の専任の教授をもって充てる。 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 4 センター長は、高等教育研究開発推進センターの所務を掌理する。</p>	<p>(センター長) 第3条 } 2 } (同 左) 3 センター長の任期は、2年とし、再任を妨げない。 <u>ただし、補欠のセンター長の任期は、前任者の残任期間とする。</u> 4 (同 左) 5 <u>センター長に事故があるときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を代理する。</u> 6 <u>センター長が欠けたときは、あらかじめセンター長が指名する者がその職務を行う。</u></p>
<p>(協議員会) 第4条 高等教育研究開発推進センターに、国立大学法人京都大学の組織に関する規程（平成16年達示第1号）第46条第7項において準用する同規程第33条に定める事項を審議するため、協議員会を置く。 2 (略) (運営委員会) 第5条 高等教育研究開発推進センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるため、運営委員会を置く。</p>	<p>(協議員会) 第4条 } 2 } (同 左) (運営委員会) 第5条 高等教育研究開発推進センターに、その運営に関する事項についてセンター長の諮問に応ずるとともに、<u>協議員会が指定する事項について事前審議を行い、及び協議員会から委任を受けた事項について審議するため、運営委員会を置く。</u></p>
<p>2 運営委員会に関し必要な事項は、<u>運営委員会</u>が定める。 (中 略) (研究科の教育への協力) 第7条 高等教育研究開発推進センターは、<u>次に掲げる研究科</u>の教育に協力するものとする。 <u>教育学研究科</u> <u>工学研究科</u> (後 略)</p>	<p>2 運営委員会に関し必要な事項は、<u>協議員会</u>が定める。 (研究科の教育への協力) 第7条 高等教育研究開発推進センターは、<u>教育学研究科</u>の教育に協力するものとする。 附 則 この規程は、平成31年4月1日から施行する。</p>